総会資料

2021年6月6日（日）
［WEB及び郵送］

①会長挨拶　（お知らせ）・・・・・・・・・・別紙

②2020年度　事業報告および決算報告・・・・・・資料①

監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料①

③2020年度　事業計画および予算案・・・・・・・・・資料①

④会則の変更について
『児童教育研究』投稿関連・・・・・・・・・・・・・・資料②

⑤2021年度　役員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料③

児童教育学会

資料①

2020年度会計収支決算書			
会期　2020年4月1日から2021年3月31日まで			
科　目	予算額	決算額	備　考
収入の部			
一般会員会費収入	150,000	198,000	3,000円×　66人
新規会員会費収入	45,000	39,000	3,000円×　13人
学生会員会費収入	15,000	33,000	1,500円×11人×2年分(2020年、20211年)
研究大会臨時会費収入		0	大会中止のため
受取利息		12	
当期収入合計(Ａ)	210,000	270,012	
前期繰越収支差額	1,403,210	1,403,210	
収入合計(Ｂ)	1,613,210	1,673,222	
支出の部			
[ラウンドテーブル]			
研究大会ラウンドテーブル話題提供者謝金	0	0	
[パネルディスカッション]			
パネリスト交通費・資料代	0	0	
[基調講演]			
基調講演謝金	0	0	
[機関紙・要旨集]			
編集費	5,000	0	機関誌校正(英文)印刷製本費に含まれたため
印刷製本費	400,000	245,520	機関誌及び発表要旨集
[通信運搬費]	20,000	30,154	
[その他]			
会議費	5,000	0	
雑費	10,000	0	
予備費	10,000	0	
ホームページ開設運営費	235,000		投稿及び学会誌掲載機能などの見直しにより延期
当期支出合計(Ｃ)	685,000	275,674	
当期収支差額 A-C	-475,000	-5,662	
次期繰越収支差額 B-C	928,210	1,397,548	

領収書、会計帳簿及び貯金通帳と照合した結果、経理は正確に処理されており、会計収支決算書に記載の通り相違ないことを認めます。令和3年4月20日

西　まゆみ

山本文枝

2021年度予算案			
会期2020年4月1日から2021年3月31日まで			
科　目	予算額		備　考
収入の部			
一般会員会費収入	210,000		3,000円×　70人
新規会員会費収入	45,000		3,000円×　15人
学生会員会費収入	15,000		1,500円×　10人(学部生・院生)
受取利息			
当期収入合計(Ａ)	270,000		
前期繰越収支差額	1,397,548		
収入合計(Ｂ)	1,667,548		
支出の部			
[ラウンドテーブル]			
[パネルディスカッション]			
[基調講演]			
[機関紙・要旨集]			
編集費	3,000		
印刷製本費	250,000		機関誌及び発表要旨集
[通信運搬費]	30,000		
[その他]			
会議費	3,000		
雑費	5,000		
予備費	10,000		
ホームページ開設運営費	400,000		
当期支出合計(Ｃ)	701,000		
当期収支差額 A-C	-431,000		
次期繰越収支差額 B-C	966,548		

資料②

「児童教育研究」規定及び投稿要領

1 名 称

児童教育学会の学術誌の名称は「児童教育研究」(Childhood Education Research Journal)とする。以下本誌とする。

2 目 的

「児童教育研究」は、児童教育に関する質の高い多様な研究を掲載し、児童教育の向上に資することを目的とする。

3 投稿者の要件

本誌に投稿できる者は、本学会員であり、共著の場合、全委員が本学会員でなければならない。また、当該年度の学会費を投稿前までに納入することを要する。だたし、会長及び編集委員会が適当と認めた者についてはこの限りではない。

4 投稿の本数

投稿は、原則として1人1編とする。共同研究の場合、筆頭執筆者として投稿は1編に限り、共同執筆者としては複数の論文の共同執筆者となることができる。

5 執筆・編集に関する倫理要綱

投稿者は投稿論文等の内容および研究手続き全般において、別に定める「児童教育研究執筆要項」、「児童教育研究　編集要綱」、「『児童教育研究』の執筆・編集に関する倫理要綱」を遵守しなければならない。

6 論文等の内容

論文は、少なくとも関連分野の研究者が十分理解できるよう記述することを要する。

7 論文等の区分

投稿区分は、児童教育に関する「研究論文」と「研究ノート」とする。但し、編集委員会で「その他」の区分を設けることがある。

1)「研究論文」は、児童教育に関する独創的な研究結果、新規な方法・結果等で、信頼性が認められ、学問や保育者養成教育の発展に役立つ内容を順序だてて明瞭に記述したものとする。

2)「研究ノート」は、研究論文と並立するもので、特定の主題に関して以下のような特徴を持つ論述をさす。

①研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの
②史・資料の紹介に重点をおきつつ、考察をおこなったもの
③その他の萌芽的研究を記したもの
３）「その他」は、上記のどの区分にも属さないが児童教育に価値のあるもので、本誌に掲載が適当と認められるものとする。

８ 原稿の様式
投稿する者は、「児童教育研究　執筆要項」に定める様式に従って原稿を作成すること。

９ 受理条件
「児童教育研究」の執筆・編集に関する倫理要項を熟読の上、下記の事項に留意すること。
１）同一あるいはほぼ同一の投稿論文を本誌以外にも同時期に投稿することは認めない。
２）投稿原稿は、内容の主要な部分が他の研究誌や雑誌等に未発表のものに限る。但し、研究会や学会等の大会・総会等における口頭発表、ポスター発表、資料等を元に分析、考察を深め投稿したものは受理する。その際、オリジナルとなった論文等については本文中に注をつけ明記するとともに、当該論文等編集委員会に提出しなければならない。

１０ 原稿の投稿
原稿は、定められた期限までに次の１）から４）を提出する。
１）完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨（250 字以上 300 字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿（Word 形式）
２）完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨（250 字以上 300 字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿（PFD 形式）
３）査読用原稿（副本)：投稿原稿から執筆者名・所属・謝辞を除いたもの（PDF 形式）
４）英文要旨：200 語程度（表題・執筆者名・所属・キーワードを記載）

１１ 執筆者による原稿の控え
原稿の控えを必ず執筆者の手元に残すよう努めるものとする。

１２　原稿の取り扱い
投稿原稿は編集委員会で審議（査読を含む）し、次のいずれかに取り扱いを決定する。
A：採用 B：修正して再審査 C：不採用
「修正して再審査」となった場合は、執筆者によって修正された原稿が再提出された時点で再審査となる。期限までに条件を満たす原稿の提出がなかった場合は不採用となる。

１３ 修正原稿の提出

前項において、「B：修正して再審査」となった原稿は、執筆者による修正を行い、定められた期限までに、次の１）から５）を提出する。

１）完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨（250 字以上 300 字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿（Word 形式）

２）完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨（250 字以上 300 字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿（PDF 形式）

３）査読用原稿（副本)：投稿原稿から執筆者名・所属・謝辞を除いたもの（PDF 形式）

４）修正内容・修正箇所一覧

５）英文要旨：200 語程度（表題・執筆者名・所属・キーワードを記載）

１４ 不採用理由の通知

原稿が不採用となった場合、編集委員会よりその理由が執筆（代表）者にメールにより通知される。

１５ 執筆者による校正

採用が決定された原稿は、執筆者による校正を１回行う。この際、印刷上の誤り以外の訂正挿入等は認められない。

１６ 抜き刷り

執筆者は、希望した場合、抜き刷りを有料で購入することができる。

１７ 公開

掲載された論文等は、本学会ホームページ及び国立情報学研究所（NII）を通じてこれを電子化し公開するものとする。

１８ 投稿原稿提出期日

毎年 9 月末日

19 投稿先

電子メール投稿による。

投稿メールアドレス：jikyo.ace@yasuda-u.ac.jp （児童教育学会）

２０ 改訂

本規定等の改訂は、総会の決議による。

付則

本規定は平成２０年６月２１日より施行する。

本規定は平成２５年５月２７日より施行する。

本規定は平成２６年５月２６日より施行する。

本規定は平成２８年５月２３日より施行する。

本規定は平成３０年６月７日より施行する。

本規定及び要領は、2021 年６月６日より施行する。

「児童教育研究」　執筆要項

投稿論文作成に際しては、「『児童教育研究』執筆要項」、「投稿要領」、「『児童教育研究』の執筆・編集に関する倫理要綱」および「編集要綱」に従うこと。

１ 原稿の体裁等

（１）原稿は、日本語ワープロソフト（Windows 形式「Word形式」）で作成し、PDF 化してＡ４判用紙に、文と、図、表を挿入して、完全版下で提出する。

（２）本誌は、Ａ４判、縦置き、横書きとする。字数は、１ページ49字×43 行（2,107字）とする。

（＊必ずプリントアウト後の１行の字数と行数が適正であるか確認すること）

（３）原稿の長さは、「研究論文」が本誌仕上がり８頁以内、「研究ノート」が本誌仕上がり４頁以内とする。表題・執筆者名・所属・和文要旨・キーワード・本文・図・表・資料・注・引用文献・参考文献・付記・謝辞などを含む。但し、英文要旨はここに含まれない。

（４）日本語フォントは、MS 明朝、英数字はCentury とする。

（５）本文のフォントは、MS 明朝、９ポイントとする。数字は、全て半角とする。

（６）原稿の冒頭、見出し・小見出し、図表は次のように書く。

①原稿の冒頭には、表題（14 ポイント）、副題（ある場合は11 ポイント）、執筆者名（９ポイント）、所属（９ポイント）を入れる。表題と副題は共に、中央揃えとする。執筆者が複数の場合は、一行に２名ずつ配分して表記する。

②本文中の見出しは、MS ゴシック、10 ポイントとする。見出し分の前後１行を空ける。

③小見出しは、MS ゴシック、９ポイントとする。

④図表の表題は９ポイントで、通し番号と表題があること。図の下中央、表の表題の上中央に表記する。

（７）原稿の下部に、ページ番号を付すること。

（８）論文の要旨とキーワードの表記方法は以下による。

① 和文要旨は、250 字以上300 字以内、MS 明朝、９ポイントで作成し、本論の前に表記する。

② 英文要旨は、本論とは別に、200 語程度、Century、９ポイントで作成し、表題、執筆者名、所属を記載する。

③ 和文要旨・英文要旨ともに、３語以上５語以内でキーワードを設定し、それぞれの要旨の末尾に記載する。

２ 原稿作成の通則

２－１ 原稿の冒頭

原稿の冒頭には、表題、副題、執筆者名、所属を前述のポイント数で入れる。なお、表題は、論文等の内容が明確に分かるようにし、「第〇報」等は含めない。

２－２ 倫理上の配慮

「『児童教育研究』の執筆・編集に関わる倫理要綱」に従い、倫理的配慮が求められる研究は、必ず本文中に倫理上の配慮を明記すること。

２－3 本文

（１）次のように書くことが望ましい。

① はじめに／序論　　：研究の背景、研究を始めた動機を説明する。

② 本文内容　　：研究の目的、研究の方法（実験方法、調査方法、分析方法等）、得られた結果、知見、先行研究との比較、考察などについて、図表を用いて説明する。

③ おわりに／結論／まとめ：得られた結論や成果を簡潔に記す。また、残された課題があれば簡単に書く。

（２）本文は、研究の目的、研究の方法、結果、考察などを読みやすく記述し、章、節、項等で構成し、それぞれに見出し文を設定する。

章・節・項等には、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ…、1・2・3…、(1)・(2)・(3)…、の順で番号を付する。

２－4 見出し（10 ポイント）

① 見出しは、MS ゴシックとし、中央揃えする。

② 章の見出しは、ローマ数字（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ…）を行頭につけ、全角空けて記述する。

③ 「はじめに／序論」「おわりに／結論／まとめ」「注」「引用文献」「参考文献」「謝辞」には行頭のローマ数字をつけない。

④ 見出しと本文の間は１行空ける。

２－5 小見出し（9 ポイント）

① 小見出しは、ＭＳゴシックを用いる。

② 小見出しの番号は次の順とする。

1. ○○○、… 2. ○○○、…

(1) ○○○、… (2) ○○○、…

① ○○○、… ② ○○○、…

ア ○○○、… イ ○○○、…

２－６ 図表（表題は9 ポイント）

① 図（写真を含む）と表は白黒またはグレースケールで作成する。

② 図（写真を含む）と表には、それぞれの通し番号を付するとともに、必ず表題をつける。

③ 図の表題は、図の下中央に、表の表題は表の上中央に書く。

④ 図表の注は、それぞれの下に右詰めで書く。

２－７ 本文中の文献の引用

本文中での文献の引用は、次のようにする。

（例） 徳永（2003)[1] は……

Hiramoto（2002)[2] は……

……といっている（西川 1998)[3]

……といっている（Igarashi 2001)[4]

なお、著者人数によって、下記のような表記とする。

(徳永 2003)[5] および（Hiramoto 2002)[6]

(西川・五十嵐 2003)[7] および（Nishikawa & Igarashi 1999)[8]

(加登本ほか 2000)[9] および（Kadomoto et al. 1998)[10]

複数の引用をつける場合は、下記のようにする。

(西川・五十嵐 1997[11]，Niinuma et al. 1999[12]）

２－８ 注、引用文献、参考文献の記載

注、引用文献、参考文献は、それぞれの通し番号を付け、本文の最後に記載する。

注は、本文中の該当箇所の右肩に、注１）注２）の番号を付して明記する。

研究会や学会等の大会・総会等における口頭発表、ポスター発表、資料等を元に分析、考察を深め投稿したものは、本文中に注をつけその旨を明記しなければならない。

引用文献は、本文中の該当箇所の右肩に1）2）の番号を付して明記する。尚、本文中で引用している文献のみを記載する。

参考文献は、注、引用文献の後に記載する。なお、本文の参考とした文献のみを記載する。

（１）「注」の記載方法

注1）子どもたちの表現活動そのものを学生達に代替実践させているものであり、養成教育としての内容構成の視点、即ち子どもたちの表現活動をいかに援助・指導しうる学生を養成するかといった視点が明確でないようにも思われる。

注2）文部科学省、「幼稚園教育要領」、平成20年版。以下、本文中の引用はこの

版による。

（2）引用文献の記載方法

○雑誌の場合：著者名（発行年），論文題名，『誌名』，巻数（号数），頁.

1）吉田和人（2002），「幼児のボールキック運動の特徴」，『保育学研究』，40(2), pp.50-51.

○単行本の揚合：著者［あるいは編者名］（発行年），『書名』，発行所，頁.

2）高濱裕子（2001），『保育者としての成長プロセス―幼児との関係を視点とした長期的・短期的発達－』，風間書房，p.75.

3）Ronda Kellogg(1969), Analyzing Children's Alt, Mayfield Publishing Company, p.94.

4）Lave, Jean & Wenger, Etienne(1991), Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation Cambridge University Press.（＝1993，佐伯胖，『状況に埋められた学習―正当的周辺参加―』，産業図書，pp.33-36.）

○複数の著者によって書かれた単行本の特定部分を引用する場合：章・節の著者名（発行年），章・節のタイトル，本の著者［あるいは編者名］，書名，発行所，頁.

5）柴山真琴（1999）「ある中国人5 歳児の保育園スクリプト獲得過程―事例研究から見えてきたもの―」，箕浦康子編著，『フィールドワークの技法と実際―マイクロ・エスノグラフィー入門』，ミネルヴァ書房，pp.123-140.

6）Joy Goodfellow & Jennifer Sumsion(2003), Transformative Pathways in Becoming An Early Childhood Teacher, Olivia N. Saracho & Bernard Spodek (eds.), Studying Teachers in Early Childhood Settings, Information Age Publishing, p.60.

○電子媒体の場合

インターネット上の資料を引用する場合は、資料題名，サイト名，ＵＲＬ，資料にアクセスした日を記す。

7）HYK第三者評価の特徴，社団法人全国保育士養成協議会，http://hoyokyo.or.jp/hyk/overview/, 2012 年2 月12 日.

（3）参考文献の記載方法

筆頭著者のアルファベット順に並べる。

1）繁桝算男・柳井晴夫・森敏昭（1999），『Ｑ＆Ａで知る統計データ解析 ― DOs and DON ‘Ts ― 』，サイエンス社

２）津守真(1997)，『保育者の地平』，ミネルヴァ書房

３ 和文要旨と英文要旨

（１）和文・英文要旨は、目的・方法・結果・考察を含めて本文の内容が理解できるよう簡潔に書くこと。

（２）英文要旨は、ネイティブスピーカーもしくは英語に堪能な人の校閲を受けること。

４ 作成上の留意事項

（１）記述は、簡潔かつ明瞭にする。本誌読者の多様な専門的背景を念頭におき、記述形式に注意する。

（２）表記については、引用や固有名詞など特別の揚合を除き、常用漢字表やその付表に従った現代用語法、現代かなづかいとする。上付き、下付きの文字を明記する。

（３）専門用語については当該専門分野の「学術用語集」等の辞・事典類によることを旨とし、学界で定着していない用語の使用に当たっては注記を加える等の方法をとる。また、数値・数詞・単位記号などの表記は、仕上がりが横組みであることを念頭において読みやすい形に統一する。

（４）固有名詞以外の外国語は、できる限り訳語を用い、必要な部分は初出の際のみ原綴を付する。

５ 投稿の手続き

投稿前に本学会ホームページに掲載されている「投稿論文確認事項」を用いて投稿者は事前確認を行う。また、「投稿要領」および「提出物一覧」を参考にして、学会専用メール宛に投稿すること。論文の体裁については、本学会ホームページ内に掲載している「フォーマット　児童教育研究投稿原稿」を参照されたい。

付則

本要項は、2021年6月6日より施行する。

「児童教育研究」編集要綱

（目的）

第１条 「児童教育研究」（以下「本誌」という。）は、児童教育学会 （以下「本学会」という。）の研究誌であり、年１回以上発行する。

第２条 本誌は、児童教育に関する質の高い多様な研究を掲載し、児童教育の向上に資することを目的とする。

（掲載区分）

第３条 本誌の掲載区分は、「研究論文」と「研究ノート」とする。

２ 編集委員会は、必要に応じ「その他」の区分を設けることができる。

３ 編集委員会は、必要に応じ、本誌に特集を組むことができる。

（執筆者）

第４条 本誌に掲載する論文等は、執筆者全員が本学会員であり、当該年度の学会費を投稿前までに納入することを要する。

（審査及びその方法）

第５条 原稿の掲載は、編集委員会の審査を経て行う。

２ 編集委員会は、論文等について、その執筆者の専門分野又は隣接分野の研究者２名を査読者に選出する。

４ 原稿の掲載については、2 名の査読者の審査結果に基づき、検討の上、判定を決定する。

５ 審査結果は、「採用」 、「修正して再審査」 、「不採用」に分けられる。「採用」は、小規模の修正を除き、執筆原稿のまま掲載する。「修正して再審査」は、執筆者によって修正された原稿が再提出された時点で再審査となる。「不採用」は、掲載を認めない。

６ 本審査の判定方法は、査読者の判定結果に基づき、次のとおり行う。

① 第 1 回判定で、2 名の査読者の審査結果に基づき、編集委員会で検討の上、判定結果を決定する。

② 修正して再審査の原稿は、査読者の指摘に応じて、修正（補足や変更など）を加えて、修正論文を提出することで再審査を受けることができる。ただし、再審査は 2 回までとする。

７ 判定結果は、執筆者に通知する。修正して再審査の原稿は、期日までに再提出された場合、再び審査がなされ、採択、再度修正、不採択の判断がなされる。

（異議申立て）

第６条 執筆者は、審査結果に異議がある時には、編集委員会に対して、書面により異議を申し立てることができる。 異議申立ての送付先は、以下の本学会事務局宛とする。

〒731-0153 広島市安佐南区安東 6-13-1 安田女子大学教育学部児童教育学科内
児童教育学会事務局

２ 異議申立ては、編集委員会が審査結果を執筆者に示した後 30 日以内に行う。

３ 編集委員会は、異議申し立てのあった時には、速やかに編集委員会を開催し、その成否を審議する。審議に関して必要と認められる場合には、当初の判定の根拠となる査読を行った者以外の査読者を選び、再査読させることができる。

４ 審議の結果は、書面により速やかに異議申し立て者に通知する。

５ 修正意見に関する異議については、審議の経緯を異議申立て者に通知のみとする。

（校正）

第７条 執筆者による校正は初校のみとする。校正時における内容修正は認めない。また、印刷の体裁は編集委員会に一任する。

（原稿不返還）

第８条 提出された原稿は、原則として返却しない。

（経費）

第９条 本誌の印刷に関する費用は本会の負担とする。ただし、図版や写真であって、印刷に特に費用の要するものは執筆者の負担とすることがある。

（著作権の譲渡）

第１０条 編集委員会に投稿される論文等に関する著作権は、編集委員会に最終原稿が提出された時点から、原則として本会に帰属する。

附 則

この要綱は、2021 年 6 月 6 日から施行する。

「児童教育研究」の執筆・編集に関する倫理要綱

児童教育学会（以下「本学会」）は、児童教育に関する学術研究の進歩発展を図るため、研究誌「児童教育研究」（以下「本誌」という。）の出版活動を推進する。この活動が適切に行われるためには、本誌に論文の掲載を求めて投稿する執筆者、本誌の編集にあたる委員、採用の可否を審査する査読者のそれぞれが倫理的な基準に則った活動を行わなければならない。

本学会は、本誌における個々の論文がオリジナリティを有し優れた水準を確保したものであるために、『「児童教育研究」の執筆・編集に関する倫理要綱』（以下「倫理要綱」という）を制定し、編集業務実施における準則として宣言し、ここに公表する。

1　執筆者の義務

（1）論文の要件

投稿する論文等は、「児童教育研究」編集要綱第３条に規定する論文等をいい、児童教育に関する学術研究の進歩発展に寄与するもので、倫理要綱「１　執筆者の義務」に示された諸条件を満たすものでなければならない。

（2）二重投稿の禁止

同一あるいはほぼ同一の投稿論文を本誌以外にも同時期に投稿することは認めない。投稿原稿は内容の主要な部分が他の研究誌や雑誌等に未発表のものに限る。ただし、研究会や学会等の大会、総会等における口頭発表、ポスター発表、資料等を元に分析、考察を深め投稿したものは受理する。

（3）調査対象者・被験者の人権保護に関する注意

論文作成にあたって執筆者は調査等の対象となる人々の人権に配慮しなければならず、実験等に際しては被験者の生命・健康・プライバシー、及び尊厳を守らなければならない。

人に関わる研究など倫理的配慮が必要な研究は、所属する大学等の倫理審査委員会の審査を受けるなど倫理的配慮について論文の本文中に明記することとする。

（4）共同執筆者

共同執筆者とは、当該論文等の完成に意義ある貢献を果たし、論文の内容に共同の責任を負うことができる者の全員を示すものとする。筆頭に名を掲げる執筆代表者は、当該論文への貢献が最も高いと認められる者でなければならない。 執筆代表者には、共同執筆者に対し完成稿を提示し、投稿への意を得ることが求められる。

（5）十分な情報の提供

執筆者は、同じ分野を研究する者等が研究を再現し、検証･評価･追試するために必要にして十分な情報を提供し、論文上において論証の過程を明示しなければならない。また、先行研究についての十分なレビューを行うとともに、引用する場合にはその引用元を示さなけ

ればならない。

（６）引用に関する注意

他者からの情報を引用するにあたっては、それが読者にも入手可能なものであることを確認するとともに、他者が有する著作権、肖像権をはじめとする諸権利の存在に留意しなければならない。

（７） 捏造の禁止

論文に捏造された情報が含まれていてはならない。

（８） 既往論文の批判的引用に関する注意既往論文の批判的引用に関する注意

既往論文に対し学術的根拠を示し批判的に引用・記述することは許されるが、誹謗は勿論のこと、根拠不明のまま批判することがあってはならない。

（９） 政治的意図等の排除

論文は、政治的、商業的な意図を持つものであってはならない。論文執筆にあたっては、宗教に関する寛容の態度及び教育における宗教の地位は尊重されなければならない。

（１０） 他者の権利を侵害した場合の責任

他者の論説を自己のものとして発表したり（剽窃）、その他の理由で他者の権利を侵害した場合には、執筆者がその責任を負うものとする。

２ 編集委員会の責務

（１） 公正な運営公正な運営

編集委員会は、「児童教育研究」の公刊の目的を達成するため、公正で民主的な運営に努めなければならない。

（２） 査読者の選定

編集委員会は、当該論文等について、その執筆者の専門分野又は隣接分野の研究者 2 名を査読者に選出するものとする。

（３） 編集委員の守秘義務

編集委員は、編集に関して知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

３ 査読者の責務

（１） 査読者の役割の自覚査読者の役割の自覚

論文掲載の可否を判断するに際し、査読者の果たす役割は極めて重大であり、倫理的な基準に配慮し、その責任を自覚した行動をとらなければならない。

（２） 査読の辞退

査読者が執筆者や当該論文等との間に個人的な利害関係がある場合、速やかに査読を辞退しなければならない。

（３） 客観性の確保

査読は客観的な立場から行われなければならず、査読者の個人的な考え方や執筆者ある

いは当該論文に対する好悪の感情等非論理的価値観をもとに判断を行ってはならない。

（４） 査読者の守秘義務

査読者は、査読中の論文の内容や査読の経緯を他者に漏らしてはならない。

（５） 編集委員会への報知

査読者は、論文の内容が既に公刊された論文と同一であったり、論文中に捏造やそれと疑わしい記述を発見した場合、速やかに編集委員会まで報知しなければならない。

附則

この要綱は、2021 年 6 月 6 日から施行する。

2021児童教育学会役員名簿

資料③

会　長	西川　ひろ子
理　事	朝倉　淳
	五十嵐　亮
	岩田　高明
	加登本　仁
	土井　徹
	徳永　隆治
	永田　彰子
	長友　洋喜
	橋本　正継
	平本　哲嗣
	深澤　広明
	藤原　卓也
	宮本　香代子
	吉田　裕久

会計監査	西　まゆみ
	山本　文枝

事務局長	加登本　仁
会計	平本　哲嗣
事務局員	新沼　正子
	五十嵐　亮